

2016年度 水際対策2(国境)委員会 成果報告

『国境税関の実態把握と
当地税関との交流を通じた対策強化』



2017年3月9日

中国IPG 水際対策2(国境)委員会
土田 貴志(マツダ中国)

0. 委員会メンバー

No.	会員名(日本語表記)
1	ソニー(中国)有限公司
2	KYB株式会社
3	電装(中国)投資有限公司 上海技術中心
4	トヨタ自動車(中国)投資有限公司
5	マツダ(中国)企業管理有限公司 北京分公司
6	キヤノン(中国)有限公司
7	尼康映像機器銷售(中国)有限公司(ニコン)
8	パナソニックR&D(中国)
9	三菱電機(中国)有限公司
10	本田技研工業(中国)投資有限公司
11	威可楷(中国)投資有限公司(YKK)
12	兄弟(中国)商業有限公司(ブラザー)
13	夏普(中国)投資有限公司(シャープ)
14	日産(中国)投資有限公司
15	奥林巴斯(中国)有限公司(オリンパス)
16	牧田(中国)有限会社
17	㈱ブリヂストン
18	富士電機(株)
19	カシオ中国貿易公司
20	恩梯恩(中国)投資有限公司(NTN)
21	爰普生(中国)有限公司
22	三菱重工業(中国)有限公司 上海分公司
23	事務局 ジェトロ北京

企業: 22社50名と事務局: 2名の合計52名

1. 現状認識と課題

現状認識

中国発近隣諸国への模倣品流通は従前より問題視されており、中国内陸国境から陸送でも相応量の模倣品が流出していると推察される。しかし、内陸国境地域の税関の実態については、その詳細が必ずしもしっかりと把握されていない。

また、沿海地区（華東/華南）に比較して、内陸国境周辺の税関は、リソース不足、情報不足、注目不足等々複数の観点から、厳格な対応がとられておらず、それが却って模倣品輸出の迂回ルートとして悪用されている可能性が否定できない。

15年度は、中国の南側の南寧税関/凭祥税関、昆明税関/瑞麗税関を訪問して意見交換を行い、貨物量が少ないこと、日用品や衣料品が多く産業製品の流通が少ないこと、を概略理解。また、通関の迅速化のためランダムな選択に頼っており、税関のリソースを掛けられない実情は把握したが、**模倣品流通の迂回ルートとなっているとの結論を導くことはできていない。**

課題

- 1) 各内陸の国境税関毎に、国境の反対側の国への流通の特徴（トラック輸送、鉄道、旅行者のハンドキャリー等）が異なるため、その点も踏まえた更なる分析を行い、内陸税関が模倣品流通の隠れ蓑になっていないかの一定の結論を出すこと。
- 2) 中国の北側/中央部の内陸国境税関（烏魯木齊、哈爾濱等）の実態を把握すること。

2. 調査目的

目的

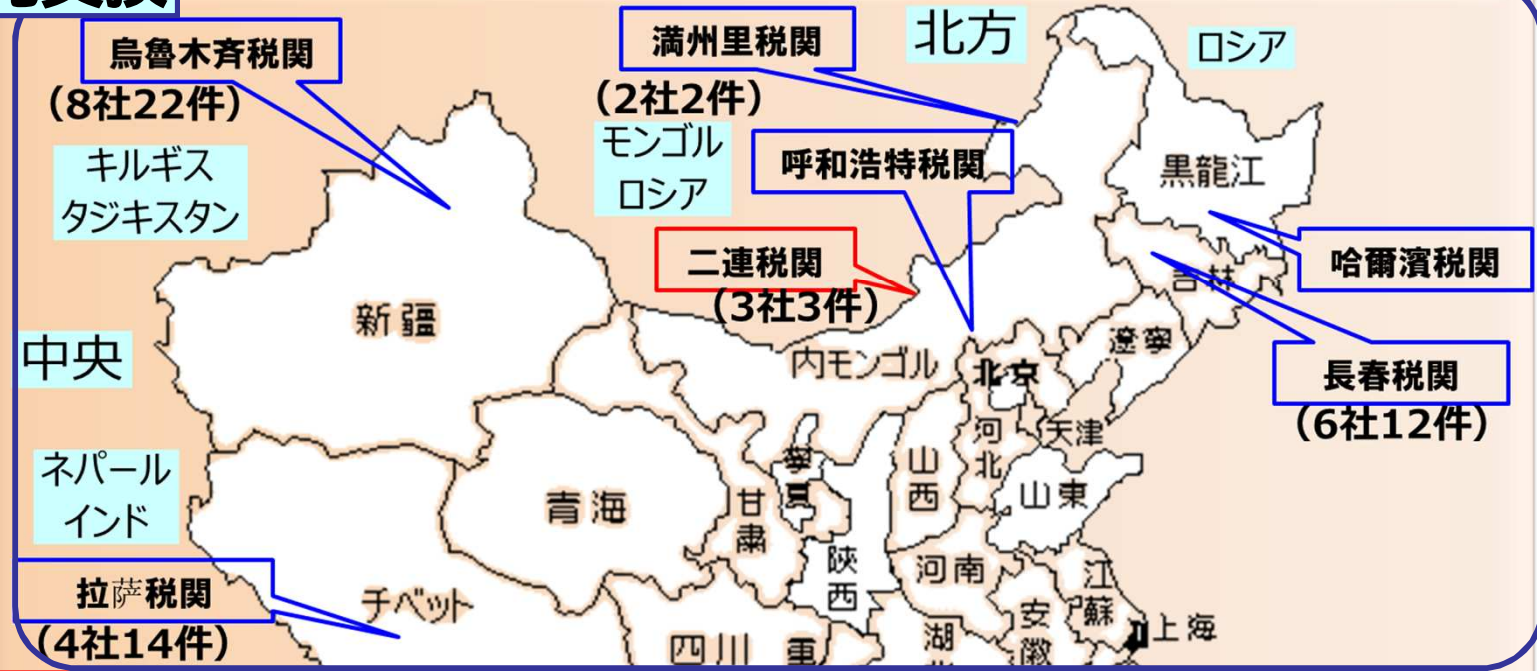
- 1) 2015年に把握した南側の内陸国境税関の現状と、2016年の活動による北側もしくは中央の内陸国境税関の現状、流通の特徴（トラック輸送、鉄道等）も踏まえた分析を行い、『**内陸税関が特に模倣品流通の迂回ルートになっていないか**』について一定の結論を出す。
- 2) 迂回ルートとして悪用されやすいと推察される、F T Z 経由の輸出入状況についても最新情報（通関手続き、検査率等）の調査を行う。
- 3) 上記を踏まえて、内陸国境税関に対する模倣品対策の手法をまとめらる。

3. 調査研究方法 ~ 意見交換・セミナー

計画

国境税関の配置と2011-2015の会員企業差止め実績

意見交換



セミナー



()内は2005-2015の会員企業の差止め実績

3. 調査研究方法 ~ 外注調査

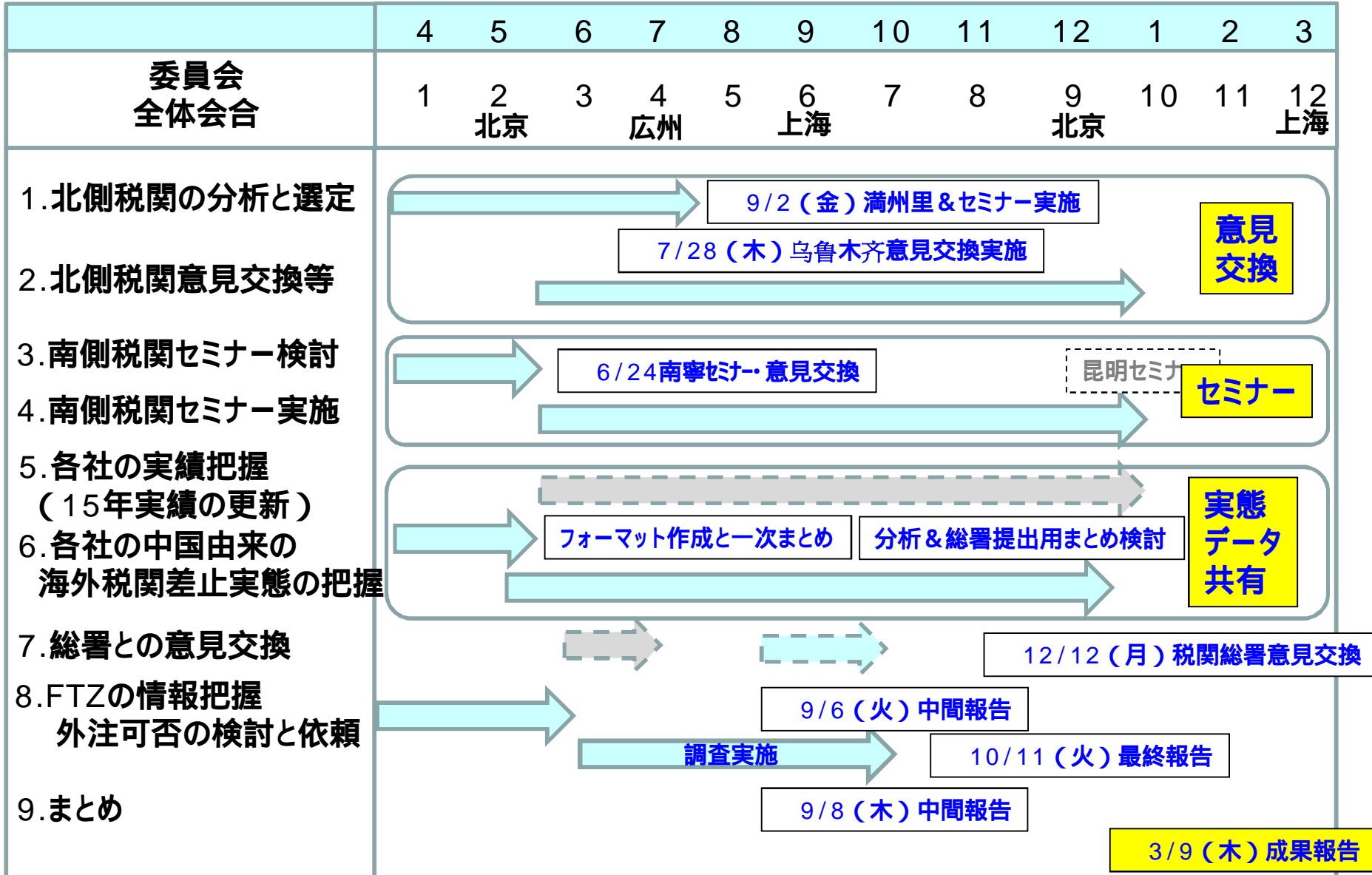
計画

上海新诤信知识产权服务股份有限公司 (SINOFAITH) に調査委託

- ~6月：調査仕様作成
- 7月：調査依頼
- 9月：中間報告
追加要望・質問
- 10月：最終報告



3. 調査研究方法 ~ 活動スケジュール & 実績



4. 研究に基づく成果

活動実績

1) 定期会合の実施

- 第1回4/12(火) テーマ内容、計画の整合、訪問希望税関検討
- 第2回5/18(水) 北側税関訪問検討、データ収集、フォーマット検討
- 第3回6/14(火) 差止めデータフォーマット決定、FTZ調査仕様検討
- 第4回7/12(火) 南寧セミナー・意見交換、データ収集状況報告
- 第5回8/9(火) 烏魯木齊意見交換、収集データ一次まとめ
- 第6回9/6(火) 満州里セミナー・意見交換、FTZ中間報告
- 第7回10/11(火) FTZ調査最終報告&質疑応答
- 第8回11/8(火) FTZ調査追加報告、IIPPF総署訪問結果報告
- 第9回12/13(火) 総署訪問結果報告、今後の進め方協議
- 第10回1/10(火) 昆明税関セミナー&Back-up案、今後の進め方協議
- 第11回2/14(火) 今年度の成果まとめ、今後の進め方協議
- 第12回3/7(火) 欧州への鉄道路線の情報シェア、来年度のラフ計画協議

2) 税関訪問、意見交換&真贋判定セミナー

- 6/24(金) 南寧&北海セミナー・意見交換(10社14名、事務局)
- 7/28(木) 烏魯木齊意見交換(10社15名、事務局、通訳)
- 9/2(金) 満州里意見交換&セミナー(11社18名、事務局)
- 2月 昆明セミナー(今年度は当局との調整つかず断念)

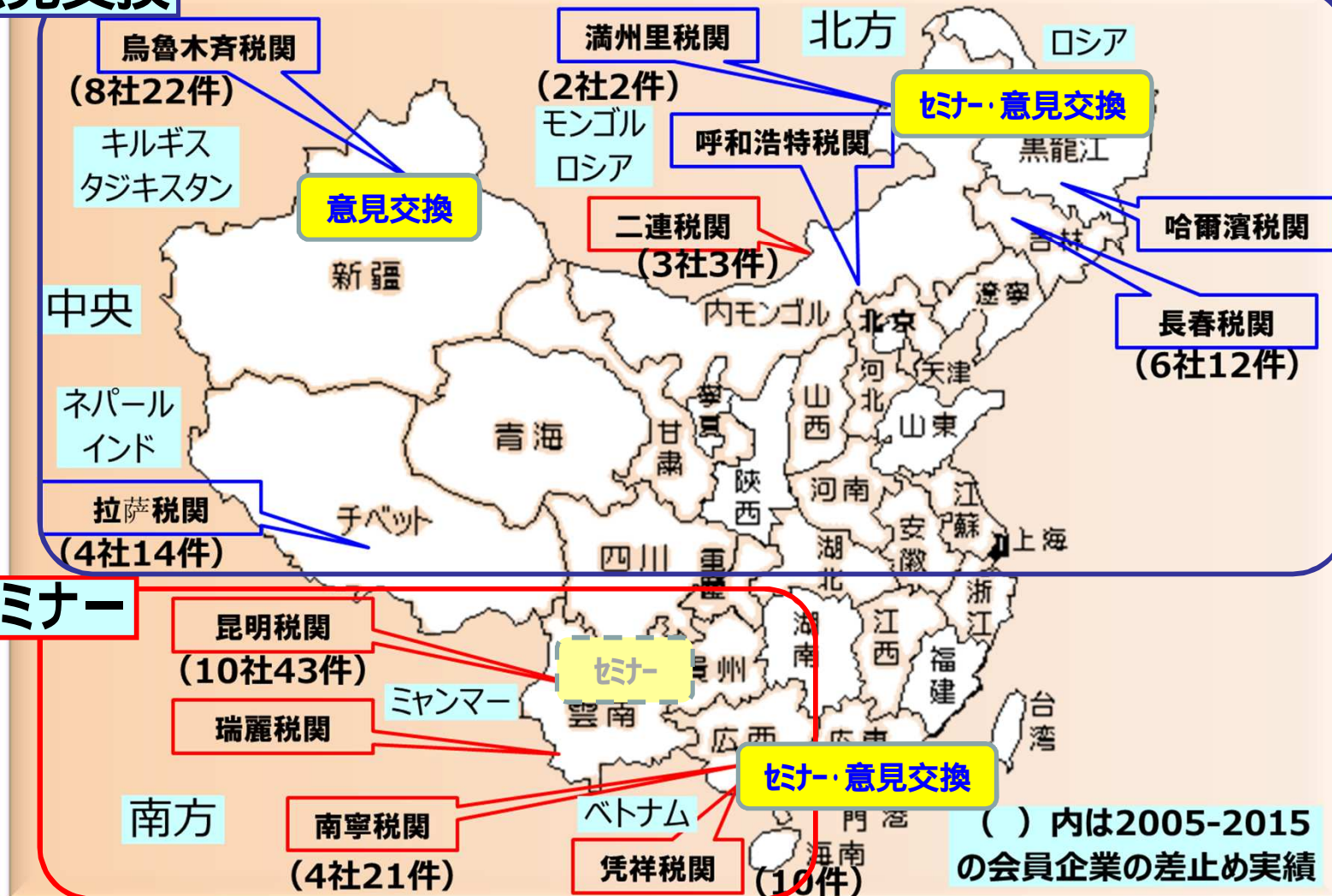
22社の委員、事務局にて推進 ほぼスケジュール通りに遂行

4. 研究に基づく成果

訪問先

国境税関の配置と2011-2015の会員企業差止め実績

意見交換



4. 研究に基づく成果

6/24南寧/北海税関セミナー・意見交換



セミナー概要

- ・南寧税関及び、南寧税関下の北海・桂林・防城等の各隷属税関スタッフ
(合計36人)
- ・IPG 10社 + 事務局 (合計18名)
- ・10社による発表 & 部品展示説明
意見交換概要 (セミナー後、30分程度)
- ・ベトナムへの輸出がメイン
- ・国境住民との貿易がメイン
- ・知財侵害件の差止めは少ない (主にアパレル、バッグ等)

- ・内陸国境の模倣品の流通
が少ないとは断言できない
- ・セミナー等による継続的な
情報提供と意識付けが必要

セミナー実施後、南寧税関より、セミナーに参加していた3社の模倣品案件の通知有り。

4. 研究に基づく成果

7/28 ウルムチ税関意見交換



- ・貿易量も差止め案件も少ない
- ・鉄道貨物は積込地税関で検査
- ・セミナー等での情報提供を希望

9/2 満州里税関セミナー・意見交換



ウルムチ税関の状況

- ・知財侵害差止め件数は減少傾向。生活用品が最多で、自動車部品、カメラ電池、アパレル、腕時計、電子製品も多い。
- ・ロシア経済悪化の影響で貿易量も減少。
- ・侵害発生時の処理 税関では総署の指示に従い、全国统一の処理をしている。
- ・法規処の知財担当者は7人。さらに増員予定。差止め通知書、処罰決定書の発行は各隷属税関が行っている。
- ・公安へ移送して受理されなかった件は無い。
- ・権利者から税関に対する真贋判定セミナー、柯イトリストのタイムリーな更新を要望。

満州里税関の状況

- ・知財侵害差止め件数は少ない。主に生活用品、アパレル。主に旅客の手荷物。
- ・輸出品は主に、野菜、果物、生活用品。
- ・現場検査は隷属税関、差止め通知書、処罰決定書の発行は法規処が行っている。
- ・欧州への鉄道(中欧班列)の貨物の通関手続きは、貨物の積込地の税関(蘇州、広州等)で実施。特別な理由が無ければ満州里では再検査しない。
- ・南方と違い、ロシア側の国境沿いには村が無く、交易品は、全て鉄道及び道路を通過。
- ・真贋判定の迅速な対応と、積極的な情報提供を要望。

FTZにおける知財保護手続きに関する調査結果（概要）

1) 中国の自由貿易試験区（FTZ）

上海、天津、広東、福建の
四大FTZを含め、合計11か所。



2) FTZにおける知財保護

FTZにおける税関の知財保護の
法律根拠及びプロセスは、

税関による一般の知財保護と同じ。

FTZであっても、知財保護のためには税関登録が基本且つ必須条件。

3) 留意事項

FTZ特有の知財権侵害行為の手法が出てくる可能性は否定できない。

FTZにおける知財権侵害事例や知財保護関連の条例等をチェックし、その動向を監視することが必要。

5. 実務への提言

- 1) 税関総署をはじめ、各税関は、知的財産の侵害取締りに対して非常に積極的。侵害品流通についての情報提供、真贋判定セミナーへの参加等、権利者としても可能な限り税関と連携・協力し、良好なコミュニケーション環境を構築すること。
- 2) 税関との意見交換やセミナーを実施した後の差止め案件発生実績をWatchingして、実際の流通の状況と変化を検証し、他の税関への取組みに反映すること。
- 3) 税関差止め案件発生時に、輸送手段の情報も収集し、輸送手段の傾向を分析し、今後の税関対策へと反映すること。

6. 積み残された課題

輸送手段の違いによる通関検査実施税関の違い（特に、鉄道貨物のケース）を考慮し、更なる分析と対策の検討が必要。

その検討結果に基づき、『**内陸税関が特に模倣品流通の迂回ルートになっていないか**』について一定の結論を出す必要がある。

トラックや旅行者のハンドキャリーについては、内陸国境税関で通関検査を実施しており、税関からこれらの輸送手段による模倣品の流通実態の情報を得ることができた。しかし、鉄道については、貨物積込地の税関で通関検査をしているため、内陸国境税関との交流では、鉄道に対する通関検査の実態や模倣品輸出の実態を把握するまでには至っていない。

来年度の活動内容

- 1) 欧州や中央/東南アジアへと延びる鉄道の始発点とその途中経路にある主要都市の税関との意見交換を実施し、鉄道貨物に対する検査の実情と模倣品流通の実態を調査する。
- 2) 内陸国境税関及び、鉄道ルート上の税関に対するセミナーを実施して、実施前後の差止め件数変化の比較観察を通して、模倣品流通実態の分析をする。

ご清聴ありがとうございました。